

令和3年4月26日

生徒並びに保護者の皆さま

県立村岡高等学校長

## 緊急事態措置を踏まえた対応について (令和3年4月23日時点)

このことについて、県教育委員会から4月23日付け「緊急事態措置を実施すべき地域となったことを踏まえた県立学校における対応について」の通知がありました。

ついては、本通知に従い、本県に緊急事態措置が実施されている4月25日から5月11日までの期間、県立村岡高等学校として、4月16日付け生徒並びに保護者の皆さま宛「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について」に加えて、下記のとおり対応いたします。

ご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 教育活動

- (1) 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。
- (2) 校外から大人数が来校する校内行事は、原則、自粛します。
- (3) 県外における活動は、行いません。

#### 2 感染防止対策

- (1) 感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。
- (2) 食事する場所については、飛沫を飛ばさないような席の配置を行うとともに、食事中はマスクをはずしての会話は行わないよう指導します。
- (3) 通学においてバス等の公共交通機関利用を利用する際のマスク着用の徹底を指導します。
- (4) 生徒に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

#### 3 部活動

- (1) 本県が緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえ、教育活動における感染防止対策に加え、以下の点に留意し、実施します。
  - ア 実施場所は県内に限り、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。
  - イ 活動時間は、「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とします。
- (2) 高体連等の大会は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ります。

#### 4 心のケア

- (1) 個人面談等の機会の拡充等、改めて生徒の状況把握を行います。
- (2) 必要に応じて、キャンパスカウンセラー（こころの健康相談）及び各種相談窓口を活用してください。

※ SNS 悩み相談 <https://pref-hyogo.kids-sign.jp>（16:00～22:00）